

使用承認申請書

関原発 第517号
2020年 2月 6日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 美浜発電所 所在地 福井県三方郡美浜町丹生
使用しようとする原子力発電工作物の概要	美浜発電所第3号機 原子力設備 廃棄設備 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 固体状の放射性廃棄物の運搬用容器 旧炉内構造物運搬用容器 工事計画の届出年月日 平成28年10月7日
使用開始予定年月日及び使用期間	使用開始の予定年月日：2020年3月9日 使用期間 自：2020年3月9日 至：平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日
使用の方法	美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要があり、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	2020年 2月 6日

添付書類目次

添付資料－１：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要がある、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。